

## 「被災地等における安全・安心の確保対策」フォローアップ

平成23年7月11日現在

施策	担当	実施・検討状況
1 被災地等の治安回復・維持		
(1)被災地等における犯罪の取締り機能の回復・維持	警察庁	i ◎被災地の警察官約8,000人に加え、平成23年7月11日現在、全国から応援部隊を約3,700人派遣し、警戒・警ら活動を始めとする各種活動に取り組んでいる。
		ii ◎初動捜査活動等の強化のため、全国から特別機動捜査派遣部隊を編成し、捜査員・機動捜査用車両(76人・19台)を被災地に派遣している。
(2)震災に便乗した悪質商法、義援金名目の詐欺、環境犯罪等への対策	国土交通省	i ◎被災地周辺海域の船艇・航空機による災害救助活動等に合わせ、不法行為の監視取締りを実施している。
	警察庁	i ◎平成23年3月18日までに、震災に便乗した悪質商法に係る情報の収集・共有を図るため、消費者庁等の関係省庁との間でコンタクトポイントを設定した。
		ii ◎平成23年3月18日、独立行政法人国民生活センターに対し、震災に便乗した悪質商法に係る情報を入手した際には警察庁に連絡するとともに、相談者に対する捜査への協力意思を確認し、協力意思がある場合には相談者の氏名及び連絡先を聴取し、提供するよう依頼した。あわせて、同月16日、都道府県警察に対し、消費生活センター等関係機関等に働き掛けて被害情報を収集すること等を指示した。
		iii ◎平成23年3月16日、都道府県警察に対し、震災に便乗した悪質商法、義援金等名目の詐欺等について、被害の未然防止等を図るための広報啓発活動の強化、取締りの徹底等を図るよう指示した。また、政府広報や警察庁及び各都道府県警察のウェブサイトへの掲載、被災地におけるチラシの配布等を通じて、震災に便乗した悪質商法、義援金等名目の詐欺等の手口や対策について広報啓発活動を実施している。
		iv ◎平成23年3月16日、都道府県警察に対し、義援金等名目の詐欺、震災に便乗した悪質商法等の各種違法行為に利用されている疑いがある預貯金口座を認知した場合には、当該口座の凍結のための金融機関への情報提供を行うよう指示した。都道府県警察では、義援金等名目の詐欺、震災に便乗した悪質商法等の各種違法行為に利用された口座を凍結するため、金融機関への情報提供を迅速に実施している。
		v ◎平成23年6月30日までに、震災に便乗した悪質商法、環境犯罪等を8事件検挙した。
		vi ◎平成23年6月30日までに、震災に便乗した義援金等名目の詐欺を25件検挙した。
		vii ◎平成23年5月11日までに、建設業、不動産業、廃棄物処理業等の各業界の28団体に対し、復旧・復興事業からの暴力団等排除の徹底を要請するとともに、都道府県警察に対し、発注事業主や受注事業者との緊密な連携体制の構築等を指示した。
		viii ◎平成23年4月7日、災害廃棄物処理事業から暴力団排除を徹底するため、岩手県、宮城県及び福島県にそれぞれ設立された災害廃棄物処理対策協議会と緊密な連携をとるよう各県警察に指示した。
		ix ◎平成23年4月19日、宮城県等から輸入住宅建材を用いた応急仮設住宅の供給事業者の公募業務を委託された一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会と連携し、供給事業者リストからの暴力団関係企業等の排除等、輸入住宅建材を用いた応急仮設住宅調達事業からの暴力団排除対策を推進することとした。
x ◎平成23年4月26日、東京電力株式会社に対し、企業対象暴力対策の徹底を要請するとともに、同月28日、関係都県警察に対し、被災県に設置された同社の補償相談センターと緊密な連携を図るよう指示した。		
警察庁 国土交通省	i ◎平成23年4月25日、警察庁、国土交通省、社団法人日本建設業連合会等で構成される「東日本大震災復旧・復興対策事業に係る反社会的勢力排除のための中央連絡協議会」を設置し、情報交換等を行っている。	
金融庁	i ◎平成23年3月18日、金融庁のウェブサイトにおいて、「義援金等を装った詐欺にご注意！」と題するウェブページを作成し、注意喚起を行っている。	

施策	担当	実施・検討状況
		ii ◎平成23年3月25日、業界団体等を通じて金融機関に対し、義援金募集口座開設時の本人確認の厳格な実施を要請した。 iii ◎平成23年4月12日から14日にかけて、業界団体と金融庁幹部の月例の意見交換会において、義援金の振り込みを受け付ける際の窓口及びATMコーナーにおける注意喚起や振り込み詐欺救済法的確な運用による被害回復への取組を要請した。
消費者庁		i ◎平成23年3月27日、独立行政法人国民生活センターに「震災に関連する悪質商法110番」を開設し、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の消費生活センター等の相談機能のバックアップに努めており、同年6月30日までに、841件の相談に対応した。 ii ◎被災者の生活再建に向けた相談に対応するため、独立行政法人国民生活センターと連携し、弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士等の消費者問題に関する専門家を派遣するなどの取組を実施している。 iii ◎平成23年3月18日に義援金名目の詐欺に関する注意喚起を、同月31日に震災後の住宅の修理工事の勧誘を受けた際の情報提供を、同年4月28日に被災者支援等を名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の買取り等の勧誘に関する注意喚起を、それぞれ実施した。 iv ◎平成23年4月14日、被災地から寄せられた震災に関連する消費者相談の概況を公表し、その後毎週更新するとともに、「震災に関連する悪質商法110番」で受け付けた相談等に関して消費者に対するアドバイスを公表している。
総務省		i ◎平成23年3月15日、地震情報等を装って出会い系サイト等のウェブサイトに誘導するなど、震災に便乗した悪質なメール送付について、財団法人日本データ通信協会において注意喚起を実施した。 ii ◎平成23年3月18日、東日本大震災等に関連して、総務省の名前を騙り、特定のURLへ誘導し入金を求める不当料金請求メールについて、総務省のウェブサイトにおいて注意喚起を実施した。 iii ◎平成23年4月4日、財団法人日本データ通信協会において専用のメールアドレスを設け、東日本大震災に関連したチェーンメールや悪質なメール等の情報収集・分析を行い、同月21日、その結果を公表した。また、同年6月8日、財団法人日本データ通信協会においてチェーンメールの転送状況の調査結果を公表した。
法務省		i ◎平成23年4月8日、全国の検察庁に対し、「被災地等における安全・安心の確保対策」を推進するよう周知した。 ii ◎検察庁において、義援金名目の詐欺事犯を起訴するなど、警察等の関係機関との緊密な連携の下、震災に便乗した犯罪に対して厳正かつ適正に対処している。
経済産業省		i ◎平成23年4月8日、クレジット取引を利用した震災に便乗した悪質商法・詐欺による被害を防ぐため、クレジット事業者に対し、加盟店管理を一層厳格に行うよう依頼した。
国土交通省		i ◎被災した住宅の補修・再建を支援するため、「住まいるダイヤル」において、被災した住宅の補修に関する相談に応じるとともに、現地での無料診断・相談を実施しているほか、弁護士等による無料専門家相談、リフォーム無料見積りチェック等により、被災者の消費者トラブルからの保護を図っている。平成23年7月11日現在、9,855件の相談を受け付け、うち現地での診断・相談の申込みは5,765件であった。 ii ◎被災地周辺海域の船艇・航空機による災害救助活動等に合わせ、海上への不法投棄事犯に係る情報収集及び監視取締りを実施している。
環境省		i ◎平成23年4月4日、関係地方公共団体に対し、被災地の住民が廃棄物処理を巡るトラブルに巻き込まれることや、廃棄物の不法投棄等を防ぐ観点から、震災に便乗した違法な廃棄物処理の防止について周知した。 ii ◎平成23年4月27日、関係地方公共団体に対し、災害廃棄物の処理の委託をする者に係る情報を適切に把握することが重要であることに鑑み、環境省のウェブサイトにおける「産業廃棄物処理業者情報検索システム」等により、産業廃棄物処理業者に係る情報を検索できる旨の周知等を行った。

施策	担当	実施・検討状況
		iii ◎毎年5月30日から6月5日に設定している「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」において、平成23年も、国と都道府県等が連携した監視・普及啓発活動等を一齐に実施した。
(3)適切な検視、身元確認等の推進	警察庁	i ◎全国から広域緊急援助隊(刑事部隊(最大時約500人))を被災地に派遣し、收容された遺体の検視等を実施している。收容された遺体については検視等をほぼ全て終えており、平成23年7月5日現在、約90%について身元確認を終え、約99.8%について遺族・市町村への引渡しを終えた。
		ii ◎平成23年3月18日までに、日本法医学会、日本歯科医師会、防衛省等に対し、適切な検視、身元確認等を推進するため、医師・歯科医師・自衛隊歯科医官の派遣を要請したところ、医師・歯科医師・自衛隊歯科医官(最大時約60人)が被災地に派遣されている。
		iii ◎平成23年度補正予算(第1号)において、遺体の取扱いに係る経費(2,638百万円)を措置した。
		iv ◎平成23年5月13日から22日までの間、身元確認作業の強化を図るため、10都県から警察職員106人を岩手県、宮城県及び福島県に派遣し、行方不明者の家族からの聴取(既に聴取した者からの再聴取を含む。)を行い、行方不明者本人に直接関係する資料の有無の再確認、DNA型の親子鑑定的手法の活用を図るための資料採取等を実施した。また、日本赤十字社に協力を依頼し、行方不明者本人から献血された血液の検体が保管されている場合、当該検体の提供を受け、DNA型検査を実施している。
	厚生労働省	i ◎平成23年3月17日、被災県に対し、死体検案書の作成に当たっては、最小限の記載内容で差し支えなく、被災県警察と適切な連携を図りながら、遺体の検案の迅速化に努めるよう、関係者への周知を依頼した。
	国土交通省	i ◎被災地周辺海域で発見した遺体については、被災県警察との連絡体制を構築した上で引渡しを行い、被災地から離れた海域で発見した遺体についても、状況に応じて、各県警察と合同で震災との関連に留意した検視、身元確認等を行っている。
	防衛省	i ◎平成23年3月23日から、警察庁の要請を受け、遺体の身元確認のため、自衛隊歯科医官を法歯学鑑定要員として福島県に派遣している。同年7月11日現在、延べ192人日派遣した。 ii ◎平成23年3月24日から、東京都の要請を受け、遺体の検案のため、防衛医科大学校教授を検案医として宮城県に派遣している。同年7月11日現在、延べ31人日派遣した。
(4)無人店舗、家屋等の防犯対策	警察庁	i ◎(再掲)被災地の警察官約8,000人に加え、平成23年7月11日現在、全国から応援部隊を約3,700人派遣し、警戒・警ら活動を始めとする各種活動に取り組んでいる。
		ii ◎被災地の警戒・警ら活動等の強化のため、全国から地域警察特別派遣部隊を編成し、警察官・パトロールカー(最大時約450人・200台超)を被災県に派遣している。
	国土交通省	i ◎被災地周辺海域の船艇・航空機による災害救助活動等に合わせ、係留中又は漂流・漂着中の船舶に対する窃盗行為等の巡視警戒を実施している。
(5)避難所における防犯対策、相談への対応等	内閣官房	i ◎デマ情報、悪質商法等に関する注意喚起や相談窓口等の情報について、避難所に掲示する壁新聞、ハンドブック、ラジオ、地方新聞広告等を通じて提供している。
	内閣府	i ◎平成23年3月16日、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について(避難所等での生活に関する対応の依頼)」を取りまとめ、女性や子育てに配慮した避難所の設計、女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制、女性に対する暴力を防ぐための措置、女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知等について、関係機関に依頼・働き掛けを行うとともに、同年4月11日、避難所に掲示する壁新聞や地方新聞広告等を活用し周知を行った。また、同月26日、壁新聞を活用し、相談窓口の周知に併せ、避難所運営における優良事例の紹介を行った。
		ii ◎平成23年5月10日から、震災に関連する女性の悩み全般に関する相談や、配偶者暴力、性暴力等の女性に対する暴力に関する相談を受ける窓口を開設し、地方公共団体と共同で電話相談を行うとともに、避難所等を訪問し、直接に相談対応を行っている。

施策	担当	実施・検討状況
	警察庁	<p>iii ○被災地等において、女性のニーズ等を踏まえた災害対応、復興等を進めるため、専門家アドバイザー派遣について、平成23年5月10日から募集を行っており、同年7月中旬から実施する予定。また、地方公共団体、民間団体、NPO等のネットワークによる活動への支援等を行う予定。</p> <p>i ◎避難所での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所を訪問し、被災者からの相談（パトロール強化の要望、各種支援制度に関する問い合わせ等）への対応、防犯指導等の被災者支援活動を行っている。また、当該活動を支援するため、全国から女性警察官等（最大時約120人）を岩手県、宮城県及び福島県に派遣している。</p> <p>ii ◎被災県の一部の警察署において、管内に所在する全避難所を巡回する「移動交番」を開設し、遺失届や被害届の受理のほか、チラシの配布等による防犯情報の提供、被災者からの各種要望・相談への対応等の活動を行っている。</p> <p>iii ◎（再掲）被災地の警察官約8,000人に加え、平成23年7月11日現在、全国から応援部隊を約3,700人派遣し、警戒・警ら活動を始めとする各種活動に取り組んでいる。</p> <p>iv ◎（再掲）被災地の警戒・警ら活動等の強化のため、全国から地域警察特別派遣部隊を編成し、警察官・パトロールカー（最大時約450人・200台超）を被災県に派遣している。</p>
(6)被災地等における子ども・女性への支援	内閣府	<p>i ◎平成23年4月22日、地方更生保護委員会及び保護観察所に対し、避難所における非行相談等に関する保護司等の警察等への協力について依頼した。</p> <p>ii ◎一部の避難所において、保護司会や更生保護女性会が被災者への声掛け等を実施している。</p> <p>iii ◎全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口において、長期化する避難所での生活等に伴うプライバシー侵害や放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生ずる様々な人権問題について相談に応じており、その旨を法務省及び全国の法務局・地方法務局のウェブサイトにおいて周知している。</p> <p>iv ◎被災者等からの人権相談に当たっては、相談内容に応じて関係機関と連携を図るなど、被災者等の抱える様々な問題に応じ適切に対応するとともに、相談内容から人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として立件し、速やかに救済手続を開始することとしている。</p> <p>v ◎平成23年4月18日、相談者の利便性の向上を図るため、法務局等の人権相談の電話番号を全国統一のナビダイヤルにするとともに、その旨を法務省のウェブサイトへ掲載したほか、周知ポスター等を作成・配布した。</p> <p>vi ◎平成23年3月14日から、法務局・地方法務局において、避難所等に特設相談所を開設し、被災者等からの人権相談に対応している。同年6月10日までに、177か所で延べ254回実施した。</p> <p>i ◎（再掲）平成23年3月16日、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（避難所等での生活に関する対応の依頼）」を取りまとめ、女性や子育てに配慮した避難所の設計、女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制、女性に対する暴力を防ぐための措置、女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知等について、関係機関に依頼・働き掛けを行うとともに、同年4月11日、避難所に掲示する壁新聞や地方新聞広告等を活用し周知を行った。また、同月26日、壁新聞を活用し、相談窓口の周知に併せ、避難所運営における優良事例の紹介を行った。</p> <p>ii ◎（再掲）平成23年5月10日から、震災に関連する女性の悩み全般に関する相談や、配偶者暴力、性暴力等の女性に対する暴力に関する相談を受ける窓口を開設し、地方公共団体と共同で電話相談を行うとともに、避難所等を訪問し、直接に相談対応を行っている。</p> <p>iii ○（再掲）被災地等において、女性のニーズ等を踏まえた災害対応、復興等を進めるため、専門家アドバイザー派遣について、平成23年5月10日から募集を行っており、同年7月中旬から実施する予定。また、地方公共団体、民間団体、NPO等のネットワークによる活動への支援等を行う予定。</p>

施策	担当	実施・検討状況
	警察庁	iv ◎平成23年6月23日、「男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について」を取りまとめ、「安心・安全の確保に配慮した対応」、「ストレス軽減、心のケア等のための対応」、「仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応」及び「女性の参画の推進と生活者の意見反映」について、関係機関への周知を図った。
	i	◎(再掲)避難所での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所を訪問し、被災者からの相談(パトロール強化の要望、各種支援制度に関する問い合わせ等)への対応、防犯指導等の被災者支援活動を行っている。また、当該活動を支援するため、全国から女性警察官等(最大時約120人)を岩手県、宮城県及び福島県に派遣している。
	ii	◎(再掲)被災地の警察官約8,000人に加え、平成23年7月11日現在、全国から応援部隊を約3,700人派遣し、警戒・警ら活動を始めとする各種活動に取り組んでいる。
	iii	◎(再掲)被災地の警戒・警ら活動等の強化のため、全国から地域警察特別派遣部隊を編成し、警察官・パトロールカー(最大時約450人・200台超)を被災県に派遣している。
	i	◎被災地等の子どもの安全を確保するため、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」により、地域ぐるみの学校安全体制整備の取組に対する支援を行っている。
	ii	◎平成23年4月11日までに、被災した子どもの心のケアの充実を図るため、被災地等の教育委員会に対し、保護者用リーフレット約110万部及び教師用指導参考資料約6,000部を発送した。
	iii	◎被災した子どもの心のケアの充実を図るため、スクールカウンセラー等による教育相談を実施している。平成22年度は、緊急に委託事業「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業(全額国庫負担)」を活用して臨床心理士等を派遣した。また、平成23年度補正予算(第1号)において、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業(全額国庫負担)」に係る経費(3,000百万円)を措置した。
	iv	◎全都道府県及び指定都市教育委員会において、「24時間いじめ相談ダイヤル」により、夜間・休日を含めて24時間体制で、子どもや保護者等からの電話相談に対応している。
	厚生労働省	i ◎平成23年3月14日、社団法人日本医師会等関係団体に対し、被災地における妊産婦・乳幼児に対する専門的・長期的な支援について、協力を依頼した。
	ii	◎平成23年3月18日、地方公共団体に対し、避難所等で生活する妊産婦・乳幼児に対する支援のポイントをまとめた資料について、被災地で専門的な支援に当たる保健師、助産師、看護師等への周知を依頼した。
iii	◎平成23年度補正予算(第1号)において、被災した児童への相談・援助に係る経費(2,720百万円)を措置した。	
(7)在日外国人への支援	法務省	i ◎平成23年3月15日から、震災による被害が甚大であった青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の災害救助法適用市町村に係る地方公共団体又は在日外国公館に対し、その要請に応じて外国人登録者情報等を提供している。
	ii	◎平成23年3月15日から、災害救助法適用市町村に外国人登録を行っている外国人又は震災時に災害救助法適用市町村を訪れていた可能性のある外国人の親族、知人等からの安否確認のための照会に対し、出国事実の有無について回答している。
	外務省	i ◎在京各国大使館からの安否確認依頼情報を取りまとめ、関係機関と共有するとともに、在日外国人の身元確認作業のため、在京各国大使館に対する説明会を実施している。
	ii	◎外務省のウェブサイトにおいて、日本語、英語、中国語及び韓国語により、震災に関する情報提供を実施するとともに、外交団及び国際機関に対し、関係連絡先、英語の情報提供サイト、福島第一及び第二原子力発電所事故に係る情報等を適時適切に周知している。
(8)震災に起因する法的トラブルに関する情報提供、法	法務省	i ◎日本司法支援センターにおいて、被災地の弁護士会、日本弁護士連合会等の関係団体と連携協力の上、被災地の一時避難所等に弁護士が赴く出張相談・巡回相談等を実施している。

施策	担当	実施・検討状況
律相談等		<p>ii ◎平成23年3月23日、日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会との共催による無料の「東日本大震災電話相談」を開始し、同年6月30日までに、3,111件の相談に対応した。同年4月11日、日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会・仙台弁護士会との共催による無料の「東日本大震災仙台電話相談」を開始し、同年6月30日までに、5,451件の相談に対応した。同年4月18日から同年6月30日までの間、日本司法支援センターにおいて、日本司法書士会連合会・各司法書士会との共催による無料の「東日本大震災被災者・避難者支援司法書士無料電話相談」を実施し、546件の相談に対応した。同年5月23日、日本司法支援センターにおいて、岩手弁護士会との共催による無料の「東日本大震災岩手電話相談」を開始し、同年6月30日までに、496件の相談に対応した。</p> <p>iii ◎日本司法支援センターのウェブサイトにおいて、震災関連情報の特設コーナーを設置し、分野別の相談窓口や役立つリンク集を公表しているほか、「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」の紹介や震災等に乗じた悪質な勧誘に関する注意喚起等を行っている。</p> <p>iv ○日本司法支援センターにおいて、震災に起因する法的トラブルに対応したFAQを作成中。作成後は、日本司法支援センターのウェブサイトにおいて公表するほか、冊子にまとめたものを被災者等に配布する予定。</p>
(9)ガソリンスタンド等における犯罪・トラブルへの対策	<p>警察庁</p> <p>経済産業省</p>	<p>i ◎ガソリンスタンド等における犯罪・トラブルを未然に防止するため、各地域の情勢の的確な把握に努めるとともに、全国から被災県に対し、警察官やパトロールカーを派遣するなどして、警戒・警ら活動等の諸対策を推進している。なお、ガソリンスタンド等における犯罪・トラブルは、震災から時が経つにつれて落ち着きをみせている。</p> <p>i ◎ガソリン・軽油等の燃料について、民間備蓄義務の引下げ、タンクローリーの大量投入、海上・鉄道輸送ルート確保、仮設ミニスタンドの設置、ガソリンスタンドの復旧、原子力発電所周辺地域への燃料供給等の対策を講じている。</p> <p>ii ◎平成23年度補正予算(第1号)において、「被災地域簡易給油所設置支援事業」に係る経費(508百万円)、「被災地域石油製品販売業早期復旧等支援事業」に係る経費(4,632百万円)、「石油製品販売業災害特別保証事業」に係る経費(5,080百万円)、「特定被災地域石油製品供給支援事業」に係る経費(910百万円)、「油槽所機能早期復旧事業」に係る経費(1,996百万円)を措置した。</p>
(10)流言飛語への対応	<p>内閣官房 総務省 経済産業省</p> <p>内閣官房</p> <p>警察庁</p>	<p>i ◎平成23年4月5日、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」を取りまとめた。</p> <p>i ◎インターネット上の流言飛語に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、地方公共団体、事業者、関係団体等と情報共有を図っている。</p> <p>ii ◎デマ情報や悪質商法、義援金名目の詐欺、チェーンメール等についての注意喚起、相談窓口等の情報を、首相官邸等のウェブサイト、被災地の避難所等に掲示する壁新聞、ハンドブック、ラジオ、地方新聞広告等を通じて提供している。</p> <p>i ◎避難所等において、チラシを配布するなどにより、被災者が流言飛語に惑わされないよう注意喚起を行い、状況は沈静化したところであるが、引き続き、正確な情報の発信に努めている。</p> <p>ii ◎サイバーパトロール等を通じ、インターネット上の流言飛語の実態把握を行うとともに、警察庁のウェブサイトにおいて、インターネット利用者が流言飛語に惑わされないよう注意喚起を行っている。</p> <p>iii ◎平成23年3月17日、事業者団体やサイト管理者に対し、インターネット利用者が流言飛語に惑わされないよう注意喚起を行うとともに、管理するウェブサイト上に不審な情報を発見した場合には適切な措置を採るよう要請した。同年4月20日までに、インターネット上の法令や公序良俗に反し、被災者等の安全を脅かし、又は著しく不安感を高める悪質な情報について、サイト管理者等に対し、表現の自由を尊重しつつ自主的に適切な措置を採ることを求める要請を41件行ったところ、13件が削除された。</p>

施策	担当	実施・検討状況
	総務省	<p>i ◎平成23年3月12日、財団法人日本データ通信協会及び携帯電話事業者等において、震災に関連したチェーンメールが流れている状況を踏まえ、情報については、報道や行政機関のウェブサイト等の信頼できる情報源で真偽を確かめ、チェーンメールを受信した場合は、速やかに削除し、転送をやめるよう、注意喚起を行った。</p> <p>ii ◎平成23年4月6日、電気通信事業者関係団体に対し、「被災地等における安全・安心の確保対策」に基づき、インターネット上の地震等に関連する情報であって法令や公序良俗に反するものについて、各団体所属の電気通信事業者等が、従来どおり、表現の自由に配慮し、事業者が自主的に策定した「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」や約款に沿って自主的に判断し、適切に対応するよう要請した。社団法人テレコムサービス協会においては、行政機関から削除等の要請を受けた個別の情報について、同協会のウェブサイト上で公開している。なお、電気通信事業を所管する総務省においては、表現の自由を尊重する観点から、個別の情報について削除要請を行っておらず、今後も個別の情報について削除要請を行う予定はない。</p>
	経済産業省	<p>i ◎平成23年4月7日、インターネット上のサイト管理者等に対し、「被災地等における安全・安心の確保対策」のうち、インターネット上の流言飛語への対応について政府の取組を周知するとともに、利用者への注意喚起等の適切な対応をとるよう要請した。</p> <p>ii ◎平成23年4月5日、Twitter日本語版の運営支援を行う株式会社デジタルガレージ及びTwitter公式ナビゲーター「ツイナビ」の運営を行う株式会社CGMマーケティングと連携し、公共機関がTwitterアカウントを運用する際の認証スキームを構築し、運用を開始した。</p>
(11)雇用創出のための基金事業を活用した警備員等による警戒活動	警察庁	<p>i ◎地方公共団体に対し、緊急雇用創出事業等の雇用創出のための基金事業を活用し、警備業者に委託するなどして警戒活動を強化するよう働き掛けた結果、被災県において警備員等による警戒活動が実施されている。</p>
	厚生労働省	<p>i ◎平成23年4月5日、重点分野雇用創造事業について、「震災対応分野」を追加するなど事業の実施要件を緩和し、被災者を雇用して、避難所のパトロール等を行うことを可能とした。</p> <p>ii ◎平成23年度補正予算(第1号)において、重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」の拡充に係る経費(50,000百万円)を措置し、同事業を活用したパトロール等が行われている。</p>
(12)ボランティアによる防犯活動	内閣官房	<p>i ○警察庁等と連携を図り、今後、必要に応じてボランティア団体等への情報発信を行う予定。</p>
	警察庁	<p>i ◎被災地において被災者等により実施されている防犯パトロール等の自主的な防犯活動について、制服警察官が防犯パトロールに随行したり、これらの活動を行う団体や個人に対し、活動用ジャンパー、腕章、懐中電灯等が十分に行きわたるようにしたりするなどの支援を行っている。</p> <p>ii ◎平成23年4月6日、警察本部長が必要と認めた場合には、被災地以外の地域で使用されている青色防犯パトロールカーを被災地における防犯パトロールにも使用できるよう特例措置を講じた。</p>
(13)交通秩序の回復	警察庁	<p>i ◎関係省庁・関係機関と連携し、通行止め等の道路交通情報を提供している。</p> <p>ii ◎警察庁のウェブサイトにおいて、「信号機が滅灯している場合の道路における通行について」を掲載するなど、安全な運転方法等について広報している。</p> <p>iii ◎被災地において、信号機の損壊した交差点等での警察官の手信号等による交通整理等の街頭活動を行っている。</p>
	国土交通省	<p>i ◎平成23年7月11日までに、損壊した航路標識155基のうち、青森県で7基、岩手県で40基、宮城県で61基、福島県で8基、その他の県で29基、合計145基を応急復旧させた。</p> <p>ii ◎平成23年7月11日までに、11港の水路測量等を実施するなど航路啓開を実施した。</p> <p>iii ◎震災発生直後には津波に関する航行警報を、平成23年3月11日からは航路障害物及び福島第一原子力発電所に関する航行警報を、同月12日からは航路標識及び福島第二原子力発電所に関する航行警報を、それぞれ発出するとともに、MICS(沿岸域情報提供システム)により、同月20日から6月23日までの間は航路障害物の漂流状況を、同月29日からは被災した港湾・航路標識の状況を、それぞれ提供している。</p>

施策	担当	実施・検討状況
		iv ◎福島第一原子力発電所周辺海域に巡視船を配備し、通航船舶が警戒区域の設定されている20キロメートル圏内に入らないよう監視警戒を実施している。
(14)被災地等における安全確保のための警察活動基盤の整備	警察庁	i ◎警察活動に必要な情報通信を維持するため、被災した警察通信施設等の応急処置を行うとともに、停電した無線中継所の電力の確保を行った。また、警察通信施設等の被災状況の把握及び回復・整備に向けた検討を進めている。
		ii ◎平成23年度補正予算(第1号)において、パトロール活動等に使用する警察用車両の整備等のための被災地の安全確保に係る経費(1,284百万円)、震災による被害が判明している警察施設・装備資機材・警察情報通信基盤の整備のための災害復旧に係る経費(7,562百万円)を措置した。
		iii ○被災地の安全・安心を確立するため、必要な地方警察官の増員について検討中。
(15)被災者等への的確な情報の発信	内閣官房	i ◎(再掲)デマ情報や悪質商法、義援金名目の詐欺、チェーンメール等についての注意喚起、相談窓口等の情報を、首相官邸等のウェブサイト、被災地の避難所等に掲示する壁新聞、ハンドブック、ラジオ、地方新聞広告等を通じて提供している。
	警察庁	i ◎他の通信手段の使用が困難な中、警察無線を使用して被災状況等に関する情報を地方公共団体に提供するなど、被災者の不安の解消等に警察無線を活用した。
	法務省	i ◎法務省のウェブサイト(日本語版・英語版・携帯版)において、被災者等へ向けた東日本大震災への法務省における対応等に係る情報を集約したウェブページを作成し、公表している。
		ii ◎(再掲)全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口において、長期化する避難所での生活等に伴うプライバシー侵害や放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生ずる様々な人権問題について相談に応じており、その旨を法務省及び全国の法務局・地方法務局のウェブサイトにおいて周知している。
		iii ◎(再掲)平成23年4月18日、相談者の利便性の向上を図るため、法務局等の人権相談の電話番号を全国統一のナビダイヤルにするとともに、その旨を法務省のウェブサイトへ掲載したほか、周知ポスター等を作成・配布した。
		iv ◎安否確認のための出国事実の照会や外国人の入国・出国・在留の相談窓口の設置等の措置を講じるとともに、その旨を、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく各種措置及びこれに準ずる措置の内容と併せて、法務省のウェブサイト、テレビ、被災地におけるビラの配布等を通じて積極的に情報発信している。
v ◎平成23年6月7日、死体未発見の行方不明者について、届出人の負担軽減を図るとともに、届出に係る事務処理を円滑に行うため、死亡届に添付する戸籍法第86条第3項の「死亡の事実を証すべき書面」の様式等を示した通知を発出するとともに、同様式を法務省ウェブサイトに掲載するなどして周知している。		
(16)警戒区域や計画的避難区域等の福島第一及び第二原子力発電所の周辺地域における治安の確保	内閣府	i ◎平成23年5月10日から、関係地方公共団体、警察等と連携し、警戒区域への避難住民の一時立入りを順次実施している。同年7月11日現在、合計9市町村の延べ9,120世帯、15,540人が一時立入りを実施しており、引き続き、関係地方公共団体と調整しつつ、安全を十分確保しながら一時立入りを実施する予定。
	警察庁	i ◎福島第一及び第二原子力発電所の周辺地域において、各種装備資機材を活用して、行方不明者の捜索及び警戒・警ら活動を実施するとともに、平成23年4月22日からは警戒区域に出入りする車両に対する検問を、同年5月10日からは避難住民による一時立入りに際しての支援を、同年6月2日からは特別警備隊による計画的避難区域を中心とした重点パトロールを、それぞれ実施している。
<b>2 復旧期における治安回復・維持</b>		
(1)新設店舗等の防犯対策	警察庁	i ○適切な時期に、関係業界団体を通じ、店舗を新設する際には防犯カメラ等の防犯設備を設置するなど、防犯性能の高い店舗づくりに努めるよう働き掛ける予定。

施策	担当	実施・検討状況
(2)新規に設置するATMの防犯対策	警察庁 金融庁	i ○警察庁及び金融庁並びに関係業界団体による連絡会議を開催し、ATMの防犯性能の高度化に向けた検討を行っており、同検討を踏まえて、適切な時期に、関係業界団体に対し、ATMを新規に設置する際には、防犯基準を満たしたものとすよう働き掛ける予定。
(3)仮設住宅における防犯対策	警察庁	i ◎仮設住宅の入居者等に対し、犯罪情報や地域安全情報を適時適切に提供するとともに、的確な防犯指導を実施している。
		ii ◎（再掲）被災地において被災者等により実施されている防犯パトロール等の自主的な防犯活動について、制服警察官が防犯パトロールに随行したり、これらの活動を行う団体や個人に対し、活動用ジャンパー、腕章、懐中電灯等が十分に行きわたるようにしたりするなどの支援を行っている。
(4)戸籍の再製	法務省	i ◎平成23年4月25日、戸籍の正本が滅失した4市町を管轄する法務局において、戸籍の再製データの作成作業を完了させた。
		ii ◎平成23年3月22日、戸籍の正本が滅失した4市町及び管轄法務局に対し、戸籍の副本に基づき、「戸籍の副本に係る証明書（一般行政証明）」を発行することが可能である旨を通知した。
(5)登記に係る地図の修正による土地境界の復元	法務省	i ○土地境界が不明となっている地域の実態調査、登記所備付地図に記録されている座標値の補正等を実施する予定。
	国土交通省	i ○災害復旧に向けた公共事業や土地の境界復元に資する測地基準点（三角点、補助基準点等）の復旧等を実施する予定。 ii ◎平成23年度補正予算（第1号）において、測地基準点等の復旧に係る経費（4,700百万円）を措置した。
(6)復旧活動に伴う事故の防止と円滑な交通流の確保	警察庁	i ◎被災地における信号機や道路標識等の交通安全施設等の損壊状況等について調査を実施している。
		ii ◎平成23年度補正予算（第1号）において、震災による被害が判明している交通安全施設等の整備に係る経費（4,486百万円）を措置した（1(14) ii と重複計上）。
		iii ◎平成23年4月22日、都道府県警察に対し、復旧活動に従事する車両等の制限外積載許可に際し適切な指導を行うよう指示した。
(7)放射線被ばくについての風評等に基づく人権侵害事案の予防のための啓発活動の実施	法務省	i ◎平成23年4月21日から、法務省ウェブサイト「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」を掲載している。
		ii ◎平成23年4月26日から、放射線被ばくについての風評等に基づく人権侵害事案の予防のためのチラシ及びポスターを作成し、避難所や公共機関等に配布・掲出している。
		iii ◎放射線被ばくについての風評等に基づく人権侵害事案の予防のためのラジオスポットCMを作成し、平成23年5月17日から同月23日までの間、福島県からの避難者の多い地域のラジオ放送局6局において放送した。
		iv ◎東日本大震災に伴う風評被害等に関する人権啓発デジタルコンテンツを作成し、平成23年6月10日から、動画配信サイトYou Tube内の法務省動画チャンネルで提供している。
<b>3 復興期のまちづくりにおける治安基盤の確立</b>		
(1)犯罪の起きにくいまちづくり	警察庁	i ○被災地のニーズを十分に踏まえつつ、あらゆる防犯性能を備えたまちづくりを推進したり、防犯ボランティアの立ち上げや活動を支援して地域社会の絆を強化したりすることにより、犯罪の起きにくいまちづくりを推進する予定。
	国土交通省	i ○被災地の実態や地方公共団体の要望を踏まえ、犯罪の起きにくいまちづくりを推進する予定。
(2)安全な交通環境の整備	警察庁	i ◎（再掲）被災地における信号機や道路標識等の交通安全施設等の損壊状況等について調査を実施している。
		ii ○新たなまちづくりのための道路整備計画に合わせ、信号機、道路標識、交通管制センター等の交通安全施設等の整備等を推進する予定。
	国土交通省	i ○地方公共団体による復興に向けた道路交通環境の整備に対し、支援を行う予定。

※「実施・検討状況」については、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震発生後、平成23年4月6日被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム決定までの間に実施された事項を含む。